

この「お知らせ」は全学年用です。
平成30年度の早期1で申請済の新1年生については今回の申請は不要です。

保護者の皆様へ

平成30年度(2018年度)就学援助制度のお知らせ(早期2・一般・随時)

就学援助制度とは、教育の機会均等の趣旨に則り、経済的な理由によって就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して、必要な援助を行うことによって、すべての児童生徒が義務教育を円滑に受けられるようにする制度です。制度の趣旨をご理解いただき、援助を希望される方は申請してください。

1 援助を受けられる方

※ 大阪市立の小学校又は中学校に通学している(入学予定含む)児童生徒の保護者で、次の申請理由のいずれかに該当する方です。

申請理由		備考
①	市民税が非課税の方	所得割額・均等割額ともに非課税の方
②	固定資産税を減免された方	理由が火災、地震等の災害によるもの
③	個人事業税を減免された方	平成29年度または30年度に減免された方が対象
④	国民年金保険料を減免された方	保護者全員が国民年金保険料を減免されていること
⑤	国民健康保険料を減免または徴収猶予された方	保護者全員が国民健康保険料を減免・猶予されていること
⑥	児童扶養手当の支給を受けている方	児童手当、特別児童扶養手当とは異なる
⑦	生活福祉資金の貸付決定を受けた方	平成29年度または30年度に決定を受けた方が対象
⑧	雇用保険被保険者手帳を有する日雇労働者の方	手帳を有する方以外の保護者に収入がある場合は除く
⑨	火災、風水害、震災、その他の災害にあった方	平成29年度または30年度に災害にあった方が対象
⑩	生活保護を停止または廃止された方	世帯状況変更による廃止者は除く
⑪	生活保護を受けている方	

申請理由①～⑪のいずれかに該当する方
↓
2ページ
3申請に必要な証明書類へ



2 申込方法

申請は毎年度必要です。

提出書類	就学援助申請書兼世帯状況票 及び 証明書類 (2～3ページ) ※ きょうだいが別の学校に通学される場合、通学される学校ごとに必要です。	3 申請に必要な証明書類 参照
提出場所	児童生徒が通っている学校 (新1年生の場合は入学予定の学校) ※ 申請書等にはたいへん重要な情報が含まれています。保護者の方が持参又は送付をお願いします。	

申請時期	申請区分によって 申請できる理由が異なります		
申請区分	申請期限	申請理由	審査結果の通知時期 (教育委員会から保護者に通知)
早期2(書類審査)	平成30年3月15日(木)まで	①～⑪	5月末日予定
一般1(税情報利用)	平成30年5月15日(火)まで	①・⑫	8月末日予定
一般2(書類審査)	平成30年6月29日(金)まで	①～⑫	8月末日予定
随時	平成30年7月1日以降随時	①～⑫	教育委員会受理後30日以内

認定日について	「早期2」「一般1」「一般2」については、4月1日が認定日になります。 ただし、4月1日に要件を満たしていない場合は、要件を満たした日以降になります。
	「随時」については、7月1日以降も申請ができます。ただし、認定日は申請日以降になります。

3 申請に必要な証明書類

- 状況に応じ、記載している書類以外の証明の提出を求める場合があります。
- 複数の申請理由に該当される場合はいずれか1つの理由の証明書類で結構です。

申請理由
①④⑤⑧⑫で申請者がひとり親家庭の場合、申請者に配偶者がいないことを証明する書類が必要です。

↓ 5ページ

ひとり親家庭の確認

をご覧ください。

申請理由	証明書類	
① 市民税が非課税の方 ※生計を一にする世帯全員が所得割額・均等割額ともに非課税である場合に対象となります。 ※平成29年度または30年度の市民税が非課税の方が対象です。	税情報を利用する ※平成30年度分のみ利用可	3ページ 税情報の利用 をご覧ください。 税情報を利用する場合、所得に関する証明書類の提出は不要です。
	税情報を利用せず 証明書類を添付する	添付する証明書類については、3ページ 〈市民税・所得金額等の証明書類〉 をご覧ください。
② 固定資産税を減免された方 ※新築減税は対象外です。	○固定資産税・都市計画税（土地・家屋）税額変更通知（写） ※平成29年度分または30年度分を提出してください。	
③ 個人事業税を減免された方	○個人事業税減免決定通知書（写） ※平成29年度分または30年度分を提出してください。	
④ 国民年金保険料を減免された方 ※保護者全員が減免されている場合に対象となります。 (保護者全員分の書類が必要です。)	い ず れ か	○国民年金保険料免除・納付猶予申請承認通知書（写） ○国民年金保険料学生納付特例申請承認通知書（写） ○国民年金保険料免除理由該当通知書（写） ○(上記のいずれもないとき) 年金事務所が発行する証明書 ※早期2、随時では申請日現在、一般2では4月1日現在で減免を受けていることを証明する書類を提出してください。
⑤ 国民健康保険料を減免または徴収猶予された方 ※保護者全員が減免・徴収猶予されている場合にのみ対象となります。		○国民健康保険料（変更）決定通知書（写） ○国民健康保険料減免承認決定通知書（写） ○国民健康保険料徴収猶予承認決定通知書（写） ※早期2の場合は平成29年度分、一般2・随時の場合は平成30年度分を提出してください。 ※いずれの場合も、全体をコピーしたものが必要です。
⑥ 児童扶養手当の支給を受けている方 ※「児童手当」「特別児童扶養手当」とは違います。ご注意ください。	い ず れ か	○児童扶養手当証書（市長印が押されているページの写し） ○児童扶養手当認定通知書（写） ※早期2、随時では申請日現在、一般2では4月1日現在で支給を受けていることを証明する書類を提出してください。 ○(上記のどちらもないとき) 児童扶養手当受給証明願 ※早期2では30年3月分、一般2では30年4月分、随時では申請日時点の支給額が記載されているもの。
⑦ 生活福祉資金の貸付決定を受けた方 ※平成29年度または30年度に決定を受けた方が対象です。		○生活福祉資金貸付決定通知書（写） ※平成30年4月1日現在（随時の場合は申請日現在）に返済中であることを証明する書類を提出してください。
⑧ 「雇用保険被保険者手帳」を有する日雇労働者の方 ※早期2、随時では申請日、一般2では4月1日が有効期間内に含まれている方が対象です。	○雇用保険被保険者手帳 (公共職業安定所長印が押されているページの写し) ○手帳を有する方以外の保護者の所得がわかる書類 (「市民税・府民税証明書」など)	
⑨ 火災、風水害、震災、その他の災害にあった方 ※平成29年度または30年度に災害にあった方が対象です。	い ず れ か	○被災証明（区役所発行） ○り災証明（消防署発行）
⑩ 生活保護を停止または廃止された方 ※世帯状況変更による場合は対象外です。		○生活保護停止・廃止決定通知書（写） ※平成29年4月1日から平成31年3月31日の間に停止または廃止されたことを証明する書類を提出してください。
⑪ 生活保護を受けている方	証明書類の提出は不要です。ただし、教育扶助費の受給がない場合は「生活保護適用証明書」の提出が必要です。	
⑫ ①～⑪には該当しないが、経済的に困窮し、平成29年中（30年度）の世帯全員の合計所得が所得基準額以下の方 P3～4 4 申請理由⑫で申請される方へをご覧ください。	税情報を利用する	3ページ 税情報の利用 をご覧ください。 税情報を利用する場合、所得に関する証明書類の提出は不要です。
	税情報を利用せず 証明書類を添付する	添付する証明書類については、3ページ 〈市民税・所得金額等の証明書類〉 をご覧ください。

＜市民税・所得金額等の証明書類＞

(注) 提出する証明書類は年度を統一してください。

証明書類（税情報を利用しない場合）		申請理由①	申請理由⑫
平成29年度 市民税・府民税特別徴収税額の決定・変更通知書（写） (納税義務者用)	勤務先を通じて交付 (29年5月下旬)	○	不可
平成30年度 市民税・府民税特別徴収税額の決定・変更通知書（写） (納税義務者用)	勤務先を通じて交付 (30年5月下旬)	○	○
平成29年度 市民税・府民税証明書	市税事務所・区役所等で交付 (29年6月以降)	○	不可
平成30年度 市民税・府民税証明書	市税事務所・区役所等で交付 (30年6月以降)	○	○
平成29年度 市民税・府民税納税通知書兼税額変更(決定)通知書及び課税明細書（写）	市税事務所から送付 (29年6月以降)	○	不可
平成30年度 市民税・府民税納税通知書兼税額決定(充当)通知書及び課税明細書（写）	市税事務所から送付 (30年6月以降)	送付なし	○

※ 収入・所得の有無にかかわらず、生計を一にする世帯全員（平成12年4月1日以前に生まれた方）の証明書類が必要になります。

ただし、申請理由①（市民税が非課税）の場合、被扶養者の方の証明書は不要です。

※ 当該年1月1日現在の住所が大阪市外の場合は、お住まいだった市区町村で課税（所得）証明書の発行を受けてください。

※ 小学校と中学校など申請書を2枚以上提出する場合、「市民税・府民税証明書」の原本を添付するのは一方だけで、他方はコピーを添付してください。

※ 「市民税・府民税特別徴収税額の決定・変更通知書」は、主たる給与以外に対する住民税を普通徴収で課税される場合、証明書類として使用できません。

税情報の利用

※ 「一般1」（5月15日（火）申請期限）の申請理由①・⑫で利用できます。

「税情報の利用」とは、市内に居住（平成30年1月1日現在）している申請者の同意に基づき、教育委員会が申請者に代わって大阪市の住民基本台帳及び個人市民税課税台帳から審査に必要な情報の提供を受けることです。税情報を利用すれば、申請者が証明書の交付を受ける手間がなくなります。

●市税事務所等で、平成30年3月15日（木）までに申告された内容が反映されます。

●税情報の利用に関する同意は任意です。同意の有無で、認否に影響がでるようなことはありません。

●申告をされていないなど、税情報が提供されないとときは、追加で証明書類の提出が必要になることがあります。

●提供を受けた情報は就学援助の認否審査以外の目的には使用しません。

提供を受ける税情報は平成30年度分のみで、大阪市個人情報保護条例に基づき、適正に管理し、5年間保存後は消去します。

【提供を受ける情報の内容】 「市民税・府民税証明書」に記載される項目のうち、

「市民税・府民税額（年税額のみ）」「所得金額（内訳及び繰越損失額）」「扶養親族の内訳」「医療費控除額」「本人該当区分（ただし、寡婦・特別の寡婦・寡夫のみ）」

4 申請理由⑫で申請される方へ

- 1 (4ページもお読みください。)

► 生計を一にする世帯全員 の平成29年中（平成30年度）の合計所得金額が【所得基準額】以下の方が認定になります。

生計を一にする世帯全員 とは、基本的には同居している方全員（平成12年4月1日以前に生まれた方）のことです。また、同居していないなくても、税法上、保護者の扶養親族や健康保険の被扶養者になっている方や、父母等が単身赴任等により別居している場合も含みます。（ただし、父母以外については、同居でも、明らかに互いに独立した生活を営んでいると認められる場合は除きます。）

【所得基準額】 現時点の予定です。確定した金額は平成30年4月1日以降に教育委員会ホームページ（<http://www.city.osaka.lg.jp/kyoiku/>）に掲載予定です。

世帯の人数	2人	3人	4人	5人	6人	7人
住宅の形態	借家等	218万円	267万円	325万円	362万円	404万円
	持家	153万円	203万円	260万円	298万円	339万円

（注）税申告により受けた医療費控除の額については、所得金額から差し引いて審査を行います。

「源泉徴収票」で所得金額を確認する場合

これが所得です。

平成29年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者 住所又は居所	大阪市〇〇区〇〇1丁目2番34号 -501号	氏名 (受取者番号) (フリガナ) (役職名)	これが所得です。	
			所得控除の額の合計額	源泉徴収税額
種別	支払金額	給与所得控除後の金額	円	円
給与	内 3,372,235 円	2,180,400 円	1,140,298 円	53,000 円

「源泉徴収票」は
証明書類として
提出できません。

● 「所得の申告」は、本来、所得のなかった方や市民税・府民税が非課税の方については不要ですが、就学援助の申請のためには原則として必要になります。「税情報を利用する」場合も、「税情報を利用せず、証明書類を添付する」場合も、申告しておいてください。（注）（申告は住所地の所管市税事務所等でできます。）

（注）次のいずれかに該当する方については「所得の申告」は必要ありません。

- ・所得税の確定申告をされた方
- ・給与所得のみで、給与支払者（勤務先）から大阪市に給与支払報告書が提出されている方
- ・公的年金等※の所得のみで、その他に所得がない方 ※遺族年金・障害年金は除く

●税法上の控除対象配偶者及び扶養親族（注1）については、「所得の申告」が行われていない場合、実際の所得に関係なく 一律38万円の（注2） の所得があったものとして取り扱います。

「税情報を利用せず、証明書類を添付する」場合も、控除対象配偶者及び扶養親族について **B 申告済の場合の「証明書」**（下図参照。以下同じ。）の提出がない場合、同様に取り扱います。（所得として38万円を加算します。）

下の**例①** のように所得として38万円を加算しても【所得基準額】を超えない場合は手続不要です。

しかし、**例②** のように、実際の所得が38万円未満（0円を含む）であるにもかかわらず、所得として38万円を加算することによって【所得基準額】を超える場合は、控除対象配偶者又は扶養親族であっても、次のとおり「所得の申告」の手続きが必要です。

➢ 「税情報を利用する」場合は「所得の申告」を行ってください。

➢ 「税情報を利用せず、証明書類を添付する」場合は、「所得の申告」を行ったうえで **B 申告済の場合の「証明書」**を提出してください。なお、未申告でも控除対象配偶者及び扶養親族については **A 未申告の場合の「証明書」**（下図参照）が発行されますが、これを提出されても所得として38万円が加算されますのでご注意ください。

（注1）所得税の年末調整や確定申告において、主たる生計維持者の控除対象配偶者又は扶養親族として申告されているだけでは「所得の申告」が行われたことになりません。

（注2）「38万円」とは、税法上、扶養親族等となるための所得限度額（給与収入の場合は103万円）です。

＜申請者の妻が「所得の申告」を行っていなかったため、**所得38万円**として取り扱った場合の例＞

[設定] 4人世帯（申請者・申請者の妻・小学生の子・中学生の子）で「借家」の場合 [所得基準額: 325万円]
※妻は無職無収入（所得0円）で、申請者の控除対象配偶者になっている。

	審査対象所得額 申請者の所得 + 妻の所得（38万円）	妻の所得 の申告	申告後 の審査対象所得額
例①	250万円 $250\text{万円} + 38\text{万円} = 288\text{万円} \Rightarrow \text{認定}$	不要	
例②	300万円 $300\text{万円} + 38\text{万円} = 338\text{万円} \Rightarrow \text{否認定}$	必要	$300\text{万円} + 0\text{円} = 300\text{万円} \Rightarrow \text{認定}$

実際には0円の所得が、38万円として取り扱われたため、「否認定」になった

妻が所得0円の申告をすることで「認定」になった

★ 「市民税・府民税証明書」の未申告・申告済の見分け方 ★

A 未申告 の場合の「証明書」

平成30年度 市民税・府民税証明書 (平成29年中の所得証明書)			
氏名	□□ □□	住 所	大阪市○○区○○1丁目2番34-501号
納稅義務者	平成30.1.1現在 住所(所在地)		
同上			
市民税・府民税額(円)			
課税標準額	¥0	区分	所得割額
市 民 稅	¥0	分 額	均等割額
府 民 稅	¥0	年 税	額
所 得 金 額(円)	¥0	合 計	¥0
以下余白		以下余白	

未申告の場合は「以下余白」となっています。この証明書が提出された場合、実際の所得が38万円未満であっても、**38万円の所得があったものとして取り扱います。**

右が申告後

B 申告済 の場合の「証明書」

平成30年度 市民税・府民税証明書 (平成29年中の所得証明書)			
氏名	□□ □□	住 所	大阪市○○区○○1丁目2番34-501号
納稅義務者	平成30.1.1現在 住所(所在地)		
同上			
市民税・府民税額(円)			
課税標準額	¥0	区分	所得割額
市 民 稅	¥0	分 額	均等割額
府 民 税	¥0	年 税	額
所 得 金 額(円)	¥0	合 計	¥0
以下余白		以下余白	

所得0円で申告済の場合は「0円」となっています。この証明書が提出された場合、**所得を0円として取り扱います。**

ひとり親家庭の確認

- ▶ 申請理由 ①・④・⑤・⑧・⑫については、申請者がひとり親家庭の場合、次のとおり、申請者に配偶者がいないことを証明する書類が必要です。

※平成30年度の寡婦（寡夫）控除を申告済で、税情報を利用する（早期2、一般2申請は利用不可）場合は省略可。

事由	証明書類
寡婦（寡夫）控除を受けている	市民税・府民税証明書等の寡婦（寡夫）控除が確認できる書類
ひとり親家庭医療証を交付されている	ひとり親家庭医療証（写）
平成30年1月1日以降に配偶者が死亡	死亡診断書（写）、住民票除票、死亡者が記載された戸籍など
平成29年12月31日以前に離婚が成立	申請者の戸籍など
平成30年1月1日以降に離婚が成立	離婚届受理証明書、申請者の戸籍など
離婚調停中等である	調停申立書（写）、訴状（写）、判決書（写）など
遺族年金を受給中である	遺族年金証書（写）、年金額改定通知書（写）
その他	申請者の戸籍、領事館等発行の独身を証明する書類など

5 援助の内容

※入学準備補助金以外は平成29年度の内容です。平成30年度の内容については、平成30年4月1日以降、教育委員会ホームページ（<http://www.city.osaka.lg.jp/kyoiku/>）等でお知らせします。

	学校教材費 特別活動費 その他諸費 (児童・生徒費会計)	修学旅行費 林間・臨海学習費 (積立金会計)	学校 給食費	通学費	入学準備補助金 ※新1年生 のみ支給	医療費 ※特定疾病 のみ対象	独立行政法人 日本スポーツ 振興センター 共済掛金
小学校	学校徴収金相当 (実費)	学校徴収金相当 ※行事実施年度に 実費を支給	実費	実費	40,600円	学校医療券 交付	保護者負担額 ※教育委員会が 上記センター に直接支払う
中学校			実費の 2分の1		47,400円		

- (1) 認定後は、保護者の同意に基づき、学校給食費及び学校徴収金の教材費等（児童費・生徒費会計）に充当します。
修学旅行費、林間・臨海学習費（積立金会計）は、就学援助の認定を受けている期間に参加した行事が就学援助の対象になり、その実費を行事終了後、就学援助費として支給します。
 - 修学旅行費 …………… 支給は、小学校・中学校でそれぞれ1回限りになります。（キャンセル料含む）
 - 林間・臨海学習費 …… 支給は、各学年でそれぞれ1回限りになります。（キャンセル料含む）

（注）行事が実施される前の年度に就学援助を受け、その行事のための積立金が徴収されていても、行事が実施されるときに就学援助の認定を受けていない場合、就学援助費は支給されません。
- (2) 随時申請の場合は、認定日は申請日以降になり、学校教材費等は認定日以降の購入や実施数費用が支給の対象となるため、支給がない場合があります。また、入学準備補助金の支給はありません。
- (3) 通学費は、次のいずれかに該当する通学（小学校：片道4km以上、中学校：片道6km以上）にかかる交通費が支給対象です。
 - 真にやむを得ない事由により、指定校変更が認められた場合
 - 日本語・適応指導教育のため、その実施校に通級する場合
- (4) 入学準備補助金は、小・中学校の新1年生が支給対象です。また、認定日が4月2日以降の場合、支給はありません。
- (5) 生活保護世帯の場合は、援助内容のうち、原則として、「修学旅行費」「医療費」「独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金」が援助の対象となります。（共済掛金にかかる共済給付内容については、障害見舞金及び死亡見舞金です。）
- (6) 医療費の支給対象は定期健康診断等の結果、むし歯、慢性副鼻腔炎（ちくのう症）、中耳炎、結膜炎、寄生虫病、アテノイド、白癬、疥癬、膿瘍、トラコマの治療を学校が指示した場合の患者負担額であり、医療機関受診時に医療券を提出することにより、教育委員会から直接医療機関へ支払います。
これらの治療が必要な場合には、学校が医療券を発行しますので、必ず受診される前に学校にお申し出ください（本制度の申請後であれば、認定されなかった場合に医療費を返還していただくことをご了承いただくことにより、認否結果が出る前であっても医療券の交付を受けられます。）。また、すべての医療機関において学校医療券を使用できるわけではありませんため、受診予定の医療機関に医療券の使用が可能かご確認いただけますようお願いいたします。学校医療券を使用して対象疾病の治療を行う場合は、他の助成制度との併用はできません。
- (7) 独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金は、5月1日時点で認定になっている方が対象になります。
また、海外編入等による年度途中での加入者は、その加入時点で認定になっている方が対象です。
- (8) 他の制度により、同趣旨の経費が支給されている場合は、就学援助費は支給できません。

「申請書」記入例

■申請者が児童生徒の父母以外の場合について

《特別な事情》欄に児童生徒の監護を行っている理由を記入し、監護を行っていることを証明する書類（児童生徒の健康保険証（写）など）を提出してください。

平成30年度（2018年度）就学援助申請書兼世帯状況票

市 嘉
枚面コード

1

《申請区分》 いずれかの区分□を囲んでください。※（ ）内は申請期限です。

早期2 書類審査
申請理由
（3月15日まで）

一般1 税情報利用
申請理由
（5月15日まで）

一般2 書類審査
申請理由
（6月29日まで）

随時
申請理由
（7月1日以降）

3

大阪市教育委員会あて 次のとおり就学援助を申請します。

平成 30 年 ○ 月 ○ 月 ○ 日

学校名 大阪市立 中之島 小 中学校
児童生徒名
新4学年1組 大阪花子
新6学年2組 大阪二郎
新学年組
新学年組

現住 530-0005
大阪市 北 区 中之島 1-2-3
電話番号 1234-5678
H30.1.1現在の住所 大阪市港区弁天 1-2-1
申請者名前 フリガナ オオサカ タロウ
大阪 大阪 太郎

①～⑪には該当しないが、特別な事情のため、経済的に困っている。

① 市民税が非課税である。
② 固定資産税を減免された。
③ 個人事業税を減免された。
④ 国民年金保険料を減免された。
⑤ 国民健康保険料を減免又は激増猶予された。
⑥ 児童扶養手当の支給を受けている。
⑦ 生活福祉資金の貸付の決定を受けた。
⑧ 雇用保険被保険者手帳を有する日雇労働者である。
⑨ 火災、風水害、震災、その他の災害にあった。
⑩ 生活保護を停止又は廃止された。
⑪ 生活保護を受けている。

《住宅の形態》（どちらかを○で囲んでください）
※平成30年4月1日現在の状況（随時申請は申請日現在の状況）

持家・借家等（賃貸契約書の写し等が必要です。）

押印もれに注意してください。

6 申請理由⑫の方のみ記入してください。

借家等の方が提出する書類は、このページの下にある「■借家等」に関する確認書類をご覧ください。

申請理由①⑫の方のみ記入してください。

税情報を利用する方は必ず記名・押印してください。記名・押印がないと税情報を利用できません。

押印もれに注意してください。

「口座振替」と「現金払い」のどちらかを選んでください。（左側）

「口座振替」を希望する方は利用する口座を選んでください。（右側）

7

《市民税額・所得金額等の確認方法》（申請理由が①・⑫の場合のみ、どちらかに○をつけてください。）

□ 税情報を利用する。※平成30年1月1日現在の市内居住者が利用できます。（早期2、一般2申請は利用不可）

就学援助審査に際して、教育委員会が住民基本台帳及び個人市民税課税台帳を閲覧し、必要な情報を確認すること、また、申請書の記載事項及び照査・閲覧事項を電子計算機に登録し、事務処理に活用することに同意する。

自申請者名 大阪 太郎

※世帯全員の方に同意の意思を確認のうえ、必ず押印してください。

□ 税情報を利用せず 証明書類を添付する（一般1申請は対象外）

証明書類は裏面を「質」ください。

税情報を利用する方は必ず記名・押印してください。記名・押印がないと税情報を利用できません。

8

《世帯状況（生計を一にする者全員）》※申請理由にかかわらず、必ず記入してください。

4/1現在の状況	扶養者名	申請者からみた続柄	生年月日	同居・別居	きらがいの在籍する学校名・新学年等	審査処理欄	5人	
							夫	妻
1	大阪 太郎	夫	50・1・4	同居	北中学校新3年	〒550-0004		
2	大阪 恵子	妻	50・5・10	同居	中之島小学校新6年			
3	大阪 一郎	子	15・6・8	同居	中之島小学校新4年			
4	大阪 二郎	子	18・7・21	同居				
5	大阪 花子	子	21・2・2	同居				
6								

9

10

委任状及び同意書

就学援助認定後は、就学援助費の請求、受領、返納、物品購入等に関する権限を、校長を代理人と定め委任します。又、支給される就学援助費については、直接、学校給食費、又は、学校収取金の教材費、校外活動費、修学旅行費等に充当することに予め同意します。

申請者名 大阪 太郎

どちらかに○をつけてください。

口座振替を希望する
 現金払いを希望する

徴収金届出口座を利用する。（保護者名義の場合のみ）
 就学援助届出口座を利用する。（新規・変更の場合は口座振替申出書の提出が必要。）

必ず、
住所が記載されてい
るページをコピーし、
提出してください。

■「借家等」に関する確認書類

市 営 住 宅	家賃決定通知書（写）、大阪市市営住宅使用料等納入通知書・領収証書（本人控）（写） 市営住宅使用料納入通知書兼口座振替納入開始案内書（写）など
府 営 住 宅	家賃決定通知書（当該年度家賃用）（写）、家賃証明（契約者名・当該住宅の住所・入居日・発行日現在の家賃額）など
U R 賃 貸	賃貸借契約書（契約者名・当該住宅の住所・入居開始日）など
民 間 すまいりんぐ等	入居者負担額決定通知書（写）など
社 宅	社宅の利用申込書（写）、会社発行の入居証明書 など
そ の 他	賃貸借契約書（契約者名・当該住宅の住所・契約期間又は入居開始日）など (注) 親族等と賃貸契約している場合は、賃貸契約書に加えて、貸主（親族等）の受付済の確定申告書・収支内訳書の写しの提出が必要です。

＜「申請書」記入上の注意＞

①	《申請区分》欄は、申請理由や証明書類の有無などに注意し、該当する区分 <input type="checkbox"/> を囲んでください。	
	早期 2	対象は申請理由①～⑪です。 証明書類が必要 です。
	一般 1	対象は申請理由①と⑫です。税情報利用のため、 所得に関する証明書類は不要 です。
	一般 2	すべての申請理由①～⑫が対象です。 証明書類が必要 です。
②		7月1日以降の申請で、すべての申請理由①～⑫が対象です。 証明書類が必要 です。 ただし、申請理由①と⑫について税情報を利用できます。（年内の申請受付のみ）
③		学校に提出する日付を記入してください。（申請書を学校に提出された日が「申請日」になります。） ※ 認定日に関わる重要な日付です。記入もれのないようにしてください。
④		平成30年度の学年を記入してください。（「組」が不明の場合は空欄でかまいません。）
⑤		この住所に審査結果を送付しますので、正確（マンション等は必ず部屋番号まで）に記入してください。
⑥	《特別な事情》欄と《住宅の形態》欄は、申請理由⑫で申請される方のみ記入してください。	
	■《特別な事情》欄…… 次のような事情がある方 は該当する事由に <input checked="" type="checkbox"/> をつけ、表の「記入する内容」を参考に必要事項を記入してください。（状況を証明する書類の提出を求めることがあります。）	
	特別な事情	記入する内容
	申請者が離婚し、経済的に困窮している。	「離婚」に <input checked="" type="checkbox"/> をつけ、離婚した年月日を記入してください。
	申請者が配偶者と死別し、経済的に困窮している。	「死別」に <input checked="" type="checkbox"/> をつけ、死別した年月日を記入してください。
	前年度または当該年度に主たる生計維持者が自己都合（正当な理由がある場合は除く）によらない失業（解雇・倒産・廃業など）により、前年に比べて収入が減少した。	「解雇等・倒産・廃業により失業」に <input checked="" type="checkbox"/> をつけ、失業した方の氏名と、失業した年月日を記入してください。 なお、「解雇等」の場合は、雇用保険受給資格者証に記載されている「離職理由コード」を記入してください。
⑦	前年度または当該年度の生計維持者の傷病、死亡及び失踪等により、前年に比べて収入が減少した。	「その他」に <input checked="" type="checkbox"/> をつけ、その年月日及び内容を具体的に記入してください。
	高額の支払債務があり、経済的に困窮している。 〔対象となる債務〕 ・保証債務、賠償金など ・任意整理、特定調停、個人再生、自己破産による債務（借金）の整理 ・給料の差押えを受けている。 (税金や公の負担金によるものを除く)	「その他」に <input checked="" type="checkbox"/> をつけ、支払債務などの内容を具体的に記入してください。 (注)債務には、住宅ローン、教育ローン、耐久消費財の購入等の財産を形成する債務や、遊興費などのためのローンは含まれません。
■《住宅の形態》欄……必ず、「持家」または「借家等」のどちらかを囲んでください。 「借家等」を囲んだ方は、6ページ「■「借家等」に関する確認書類」のいずれかを提出してください。		
⑧	《市民税額・所得金額等の確認方法》欄は、 申請理由①・⑫の方のみ「税情報を利用する」か「税情報を利用せず、証明書類を添付する」 のどちらかに <input checked="" type="checkbox"/> をつけてください。	
⑨	申請区分が「一般1(税情報利用)」の場合は必ず「税情報を利用する」に <input checked="" type="checkbox"/> をつけ、世帯全員の意思を確認のうえ、同意印を押印してください。同意印がない場合は税情報を利用できません。	
⑩	「生計を一にする者全員」とは、基本的には同居している方全員のことです。また、同居していないくとも、税法上、保護者の扶養親族や健康保険の被扶養者になっている方や、父母等が単身赴任等で別居している場合も含みます。ただし、父母以外については、同居でも、明らかに互いに独立した生活を営んでいると認められる場合は除きます。	
⑪	平成12年4月1日以前に生まれた家族について、同居・別居のいずれかを○で囲んでください。 また、別居の場合は、市内・市外のいずれかを○で囲んでください。	
⑫	「一般1(税情報利用)」で申請される方のうち、別居されている家族（「同居・別居」欄で「別居」を○で囲んだ家族）がいる場合は、その方の住所地の郵便番号を、この欄に記入してください。	

☆ 「申請書」を提出する前にもう一度確認してください！ ☆

- 「申請書」に記入もれ・押印もれなどはありませんか？
6～7ページの 「申請書」記入例 でもう一度確認してください。
- 証明書類の添付もれや不備（年度間違い、コピーが切れているなど）はありませんか？
2～3ページの 3 申請に必要な証明書類 でもう一度確認してください。
- 「申請書」の記入もれ・押印もれや証明書類の添付もれ・不備などがあると審査が行えないため、結果通知や認定後の支給が遅くなってしまいます。十分に確認してから提出してください。

よくある質問

質問	回答
借地は「借家等」になりますか？	居住する住居がある土地に地代が必要で、その地代について賃貸契約している場合は「借家等」になります。
親族の家に家賃を払って住んでいる場合は、借家になりますか？	正式な契約を締結していない場合は「持家」になります。なお、親族等と賃貸契約している場合は、賃貸契約書に加えて、貸主（親族等）の税務署受付済の確定申告書（控）・収支内訳書（控）の写しの提出が必要です。
高校生でアルバイト収入がある場合、その所得も審査の対象になりますか？	平成30年度の就学援助については、平成12年4月1日以前に生まれた方の所得が審査対象になります。
未申告のため所得確認ができないと言われたのですが、所得の申告は、いつ、どこで、できるのでしょうか？	申告期間中（平成30年2月16日～3月15日）に市税事務所（梅田、京橋、弁天町、なんば、あべの）で「市民税・府民税申告書」を記入することで申告（郵送も可）できます。なお、この申告期間中に限り、お住まいの区の区役所でも申告できます。詳しくは、平成30年2月初旬発行の区広報誌又は大阪市ホームページをご覧ください。
離婚はしていない別居中の配偶者がいます。この配偶者は世帯状況欄に書かなければならないのでしょうか？	離婚していない配偶者は、原則として記入してください。ただし、離婚調停中の場合は記入が不要です。（調停申立書や訴状の写しの提出が必要です。）

＜その他留意事項＞

- * 就学援助の認定を受けた後に、申請理由を証明する書類の内容に変更があった場合（収入・所得のある世帯構成人員が増えた、あるいは修正申告により収入・所得の金額に変更があったなど）には、すみやかに学校に申し出てください。
- * 提出された申請書、申出書及び添付書類などは、就学援助の審査に使用するもので、それ以外の目的には使用しません。また、原則として、申請の際に提出された書類は返却しません。
- * 事実ではない理由による申請など虚偽・不正の内容であることが明らかとなった場合、または、支給された援助費を本来の趣旨以外の目的のために使用されたことが明らかとなった場合は、認定を取り消したうえ、援助費を返還していただくことがあります。

～ このパンフレットは年に一度のお知らせです。1年間大切に保管してください。～

就学援助に関するお問合せ先

就学援助制度全般	教育委員会事務局 学校経営管理センター事務管理担当 (就学援助グループ) 電話: 06-6575-5654
認否結果、支給日、支給額等	支給日、支給額等は学校によって異なりますので、直接、児童生徒が通っている学校（新1年生は入学する学校）にお問い合わせください。
医療費、 日本スポーツ振興センター共済掛金	教育委員会事務局 教育活動支援担当 (学校保健グループ) 電話: 06-6208-9142